

【財務省電子申請システムによる電子申請の受付を停止する手続一覧(外国為替及び外国貿易法関係)】

【別紙】

番号	手続名	根拠法令、根拠規定	書面による提出先
1	特別国際金融取引勘定開設の承認	外国為替及び外国貿易法第21条第3項	財務省国際局調査課 外国為替室
2	支払手段等の輸出入の許可	外国為替令第8条第2項	各税関官署
3	支払手段等の輸出入の許可に係る変更の許可	外国為替に関する省令第15条第3項	各税関官署
4	居住性の認定	外国為替に関する省令第3条第1項	財務省国際局調査課 外国為替室
5	支払等の許可	外国為替令第6条第2項	日本銀行国際局 外為法手続担当
6	支払等の許可	外国為替令第6条の2第4項	日本銀行国際局 外為法手続担当
7	資本取引の許可	外国為替令第11条第3項	日本銀行国際局 外為法手続担当
8	資本取引の許可	外国為替令第11条の3第2項	日本銀行国際局 外為法手続担当
9	役務取引の許可	外国為替及び外国貿易法第25条第3項、外国為替令第18条第4項	日本銀行国際局 外為法手続担当
10	支払等、資本取引又は役務取引の許可に係る変更の許可	外国為替に関する省令第15条第1項	日本銀行国際局 外為法手続担当
11	支払等、資本取引又は役務取引の許可に係る変更の許可	外国為替に関する省令第15条第2項	日本銀行国際局 外為法手続担当
12	役務取引の許可	外国為替令第18条の3第2項	日本銀行国際局 外為法手続担当
13	支払等の一括報告をする旨の通知	外国為替の取引等の報告に関する省令第3条第3項	財務省国際局調査課 外国為替室
14	その他の報告	外国為替の取引等の報告に関する省令第24条	財務省国際局調査課 外国為替室
15	財務局の立入検査等の実施に必要な報告	外国為替の取引等の報告に関する省令第34条	各財務局、 福岡財務支局又は 沖縄総合事務局財務部
16	合衆国軍隊等以外の者の軍票による支払等の許可	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令第4条第1項	財務省国際局調査課 外国為替室
17	合衆国軍隊等以外の者による軍票の輸出又は輸入の許可	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令第4条第2項	財務省国際局調査課 外国為替室
18	国際連合の軍隊等以外の者の軍票による支払等の許可	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令第3条	財務省国際局調査課 外国為替室
19	国際連合の軍隊等以外の者による軍票の輸出又は輸入の許可	日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令第3条	財務省国際局調査課 外国為替室

【注】上記手続については、平成22年2月1日(月)以降は書面による手続(申請書面を窓口へ直接提出又は郵送による提出)のみとなります。